

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき令和8年7月22日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年9月14日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 中 村 昌 治

同 石 川 達

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 神奈川県相模原市(略)

氏名 (略)ほか6名

2 請求の要旨

請求人が提出した相模原市職員措置請求書(以下「本件請求書」という。)及びその事実を証する書面から、請求人が主張する要旨は次のとおりと解される。

相模原市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条に基づく事業認可を受ける前に都市計画道路大西大通り線の用地として個人の土地(所在地:相模原市(以下略))を取得し、当該土地上の建物の除却期限を定めて、補償金を支出するという財務会計行為を行った。

これは私人間契約を利用した事業認可制度の潜脱(脱法行為)であり、同条に違反する都市計画事業の先行実施である。

そのため、事業認可前に建物解体費(補償金)を支出したことは、違法又は著しく不当な公金支出であり、その全額が市の財務上の損害である。

また、本件補償金額は、情報公開請求に対して非公開とされ、その算定基準及び内訳が示されていない。これは財政支出の明瞭性及び公開性に反するものであり、非公開決定の不当性は、本件財務会計行為の違法性を推認させる。

このことから、監査委員に対し以下の措置を求める。

(1) 市が事業認可前に建物除却を誘導した事実関係の調査

市が土地先行取得・補償金支出・除却期限設定等を通じて、事業認可前に事業を実質的に進めた経緯を明らかにすること。

(2) 事業認可前に支出された建物解体費の適法性の監査

都市計画法第59条の趣旨に反する財務会計行為であるか否かを審査すること。

(3) 事業認可制度を潜脱する手法(私人間契約を利用した先行除却)の是正措置 今後同様の手法が繰り返されないよう、行政運営の改善を求めること。

(4) 違法又は不当な公金支出が認められる場合の返還請求等の措置

当該物件等補償金のうち解体費について、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に基づき、損害の回復に必要な措置を講ずること。

3 請求の受理

令和8年7月22日付けで提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、同年8月3日に要件審査を行い、法第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

本件請求書及び提出された資料に記載された事項並びに事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

都市計画法第59条に基づく事業認可を受ける前に都市計画道路大西大通り線の用地として個人の土地を取得し、当該土地上の建物の除却期限を定めて補償金を支出したことが、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、及びこれにより市に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

2 実施の方法

請求人から提出のあった証拠の確認、請求人及び関係職員の陳述の聴取並びに関係書類による事実確認をもって、監査を実施した。

(1) 請求人から提出のあった証拠の確認

請求人から事実を証する書類の提出を受け、確認を行った。

(2) 請求人の陳述の聴取

令和8年8月25日に請求人の陳述の聴取を行った。その際、関係職員3名が立ち会った。

(3) 関係職員の陳述の聴取

令和8年8月25日に都市建設局リニア駅周辺まちづくり担当部長、同局参事(兼)リニアまちづくり課長及び同局参事(兼)リニア拠点整備事務所長の陳述の聴取を行った。その際、請求人が立ち会った。

(4) 関係書類による事実確認

都市建設局リニアまちづくり課及びリニア拠点整備事務所に関係書類の提出を求め、事実確認の調査を行った。

第3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 請求人の陳述

請求人の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

都市計画道路大西大通り線事業について、先行取得した土地を都市計画法第59条による事業認可前に更地化することは同条に違反する事業の先行実施に当たるため、それに伴う補償金として解体費を支出したことは違法である。

大西大通り線は生活するうえで利便性の良い住宅地である西橋本2・3丁目の住宅街に造られる道路である。

自分たちが独自に行った地権者108名へのアンケート結果では、回答のあった40名のうち35名が大西大通り線に反対しており、地権者の32%が反対であったことは総意とは言えず、大西大通り線事業は都市計画の体をなしていない。

事業の構想段階で地権者・地域住民と全くコミュニケーションを取っておらず、都市計画審議会の付帯意見を無視し都市計画法運用指針や国土交通省のプロセスガイドライン等に違反するもので、行政裁量の逸脱・濫用である。

市は、大西大通り線は現道市道大西線の拡幅案より1台当たりの走行時間が42秒時間短縮されると説明しているが、誤差レベルの42秒を時間短縮の政策判断に使用して計算した費用対効果は、行政裁量の合理的範囲を逸脱しており、土地の合理的な利用という都市計画法の基本理念に反している。

市の大西大通り線事業は、いつ走るかわからないリニア中央新幹線事業に迎合したものであり、住民の意思や生活ニーズが反映されていないものである。

市は公共団体自治と住民自治を自ら壊し、公金から違法な建物解体費を支出した。

2 関係職員の陳述

関係職員の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

本件用地取得については、都市計画法第59条の事業認可後に適用される諸制度や土地収用法(昭和26年法律第219号)上の収用手続によるものではなく、権利者との任意の合意により締結した土地売買契約及び物件除却補償契約に基づくものであり、同条に違反する「事業の先行実施」とは認められない。

また、物件等補償金は、本件用地取得に伴う建物等の移転・除却に係る損失について、物件調査の結果を踏まえ、本市が定めた「相模原市の公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び同細則に基づき補償額を算定し、物件除却補償契約を締結したうえで支出したものである。

また、本事業については、都市計画法に基づく所定の手続を経て都市計画決定を行うとともに、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、市議会の議決を経て市長が市道の路線を認定し、道路の区域を決定している。併せて、用地取得等に必要な予算についても、市議会の議決を経て措置している。

以上の理由から、本市が実施した本件用地取得及びこれに伴う補償金の支出は違法又は不当ではないため、本請求は棄却されるべきである。

3 関係法令等

本件請求に関する主な法令等の定めは、次のとおりである。

(1) 都市計画法第59条について

同条は都市計画事業の施行者を定める条文であり、第1項において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあっては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定している。

(2) 都市計画法第62条について

同条は都市計画事業の認可等の告示について定める条文であり、第1項において「国土交通大臣又は都道府県知事は、第59条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣にあっては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあっては国土交通大臣及び関係市町村長に、第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。」と規定している。

(3) 土地収用法第26条について

同条は同法に基づく事業の認定の告示について定める条文であり、第1項において「国土交通大臣又は都道府県知事は、第20条の規定によって事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。」と規定している。

(4) 道路法第16条について

同条は市町村道の管理について定める条文であり、第1項において「市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。」と規定している。

(5) 道路法第91条について

同条は道路予定区域について定める条文であり、第1項において「第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。」と規定している。

第4 監査委員の判断

1 財務会計行為の違法性について

本件監査対象となる財務会計行為は、①本件土地の売買契約の締結に基づく土地購入費の支出(令和8年2月3日付支出命令)及び②本件建物等に係る物件除却補償契約の締結に基づく物件等補償金(解体費を含む。以下同じ。)の支出(令和8年1月13日付支出命令・前金払)である(以下、①と②の両者を合わせて「本件各支出」という。)

本件各支出は、いずれも都市計画法第59条に基づく事業認可(本件路線第一工区に係る認可申請は令和8年5月22日、認可は同年6月26日)の前にされたものである。請求人は、同条は事業認可前に都市計画事業の施行に着手することを禁止する規定であり、事業認可前に市が用地取得・補償金支出・建物除却することは事業の先行実施として同条に違反し、よって、これに係る本件各支出は違法な公金の支出であると主張する。

そこで、同条は、市が事業認可前に権利者との合意により用地を取得し、解体費を含む物件等補償を行い、その履行として建物を除却させることを禁止するものであるかが問題となる。

2 都市計画法第59条違反について

同条の趣旨を、都市計画施設の整備事業が無秩序に先行実施されることを防止し、認可という事前審査を通じて計画的かつ統一的な施行を担保する点に求める立場(事業統制説)からすれば、認可は都市計画上の事業を行うこと自体に対する統制である。都市計画道路として決定された道路の整備は認可を受けた

都市計画事業としてのみ行うことができることになり、これを道路法上の道路事業として行うことや、事業の実質的遂行に当たる準備行為・任意の用地取得・建物除却は認可前には行い得ないこととなる。

請求人の主張(「無秩序な事業先行の防止という事業認可制度の趣旨を失わせる」との主張)は、この理解に基づく。

これに対して、同条の趣旨を、公権力に収用権等の強制的手段の行使を解禁するに先立ち、当該事業の都市計画適合性等を事前に審査し、もって私有財産権と公共の利益との調整を図る点に求める立場(以下「強制権限付与説」という。)からすれば、認可は公権力の強制的手段の行使に対する統制であり、権利者の自由な意思に基づく合意による事業の施行まで制限する趣旨を含まない。事業認可前であっても、市は準備行為及び任意の用地取得・補償を行うことができ、強制的手段を用いない限り、道路法上の道路事業として整備を進めることも妨げられないこととなる。

後記3で述べる理由から、事業認可前であっても、市は準備行為及び任意の用地取得・補償を行うことができるとする強制権限付与説を採用すべきである。

3 都市計画法の規定の構造から見た同法第59条の趣旨

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とする。この目的のもと、事業の要否・内容に関する公益判断は、公聴会の開催、案の縦覧及び意見書の提出等の住民参加の手続を経た都市計画決定の段階で行われる構造が採られている。無秩序な事業実施を防止する事業統制機能は、都市計画の決定自体がすでに担っているといえる。

これに対し、事業認可は、この決定された都市計画を実現する段階に置かれた手続であり、その法的機能は同法第62条に基づく認可の告示により生じる効果からみて取ることができる。すなわち、①事業地内における土地の形質の変更、②建築物の建築等の制限、③事業地内の土地建物等の有償譲渡に係る届出義務と施行者の先買い権、④土地所有者の買取請求権、⑤土地収用法第26条第1項の規定による事業の認定の告示とみなされ、都市計画事業について土地収用法の規定が適用される等の効果が生じる。このように事業認可の法的効果は、土地所有者の買取請求権を除き、いずれも私人の権利を制限し又は施行者に強制取得の権限を付与するものである。施行者が権利者との合意に基づき

任意に土地を取得し又は損失を補償する行為を禁止する効果は存在しない。

このような事業認可の法律効果からみれば、同法第59条は、施行者が都市計画事業を施行するにあたり、収用権等の強制的手段を行使するには、事業認可を受けることが前提要件であることを定めたものと解される。

したがって、同条は、あくまでも強制的手段の行使の前提要件を定めた規定であって、権利者の自由な意思に基づく合意による用地取得・損失補償までを認可の対象とする趣旨の規定ではないと解される。

請求人は、同条が「事業認可前に施行に着手してはならない」と明確に規定していると主張するが、同条にそのような文言はなく、前記の効果規定の構造に照らし、請求人の主張のように解することはできない。

4 行政は法令に基づく行為のみを行えるとの主張について

請求人は、市は地方公共団体として、都市計画事業においては都市計画法その他の法令に則って行政行為をすることが求められているため、事業認可前に先行取得した土地を更地にしたことを私人間の取引として正当化することはできない旨を主張する。これは、行政は法令に基づく行為のみを行えるという制約を受けるとの理解に基づくものと解される。

しかし、法律による個別の権限付与を要するのは、国民の権利を制限し義務を課す権力的作用についてであり（いわゆる侵害留保の原則）、相手方の任意の合意に基づく非権力的な私法上の契約の締結には、組織規範・任務規範と議会の議決を経た予算その他の財務規範があれば足りると解するのが確立した理解である。

本件各契約はいずれも権利者との合意に基づく売買契約及び補償契約であって、権力的作用ではないから、法律による個別の権限付与を要しない。

5 事業認可制度の潜脱との主張について

請求人は、市が解体費を含む補償金の支出と除却期限の設定により建物の除却・更地化を誘導していることは、私人間契約の形式を利用した脱法行為であると主張する。

しかし、市は認可前の段階では収用権・先買い権等も有しておらず、権利者は契約の締結を拒否し又は補償条件を交渉する完全な法的自由を保持していた。関係書類及び関係職員の陳述によっても、権利者がその意思に反して契約締結や除却を余儀なくされたことをうかがわせる事実は認められない。

また、履行期限の設定は補償金の支払と移転義務の履行とを対価的に結び付けた双務契約に通常伴う定めであって、これは任意の合意形成の過程にほかならず、期限の定めがあることをもって権利者の意思を抑圧する強制と評価することはできない。

6 建物除却・更地化は都市計画事業の施行そのものであるとの主張について

請求人の主張は、任意の取得はともかく、建物の除却・更地化は都市計画施設の物理的実現に向けた不可逆的行為であって、もはや施行そのものであるという趣旨と解される。

確かに、除却は原状回復が不可能な行為であり、道路の物理的実現に一步近づく効果を持つことは否定できない。しかしながら、本件の除却は市が施行者として行った工事ではなく、移転補償を受けた権利者が自らの契約上の義務の履行として行ったものであり、行為の主体・法的性質において施設の築造行為とは異なる。また、更地化は取得土地の引渡しの態様の問題であって、道路構造物の築造(道路整備工事)そのものではなく、本件土地は除却後も道路として供用され得る状態にはない。

したがって、本件の除却を、認可を要する「都市計画事業の施行」と同視することはできない。

7 事業認可制度を無意味化するとの主張について

請求人は、事業認可前に建物解体費(補償金)を支払うことは、事業認可制度を無意味化(認可制度を形骸化)すると主張する。

しかしながら、認可の審査は事業が都市計画に適合するか等の法定要件についてされるものであって、取得済み用地の存在が審査を法的に拘束するものではない。

本件で認可前に行われたのは、土地3筆の任意取得と建物1棟の除却にとどまり、これをもって事業が実質的に完成し、認可に係る審査を無意味にする程度の既成事実が形成されたと評価することはできない。

8 道路事業としての用地取得及び補償の適法性

本件路線は、令和7年3月に道路法第8条第1項に基づく市道の路線認定を、同年4月に同法第18条第1項に基づく道路区域の決定及びその告示を了している。道路の新設又は改築は道路管理者が行うものとされ、同法第16条第1項に基づき市道の道路管理者は当該市であるから、本件路線の新設は市の

法定の権限である。さらに同法第91条第1項は、区域決定後から供用開始までの間につき、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても当該区域内における土地の形質の変更等を制限する旨を定めており、区域決定後に道路管理者が順次権原を取得していく過程は道路法自身が予定するところである。

前述した都市計画法第59条の趣旨等に鑑みれば、市が、強制的手段を用いることなく、本件路線を道路法に基づく道路事業として整備し、その用地を任意に取得して損失を補償することは、同条の事業認可を経していない段階においても法令上許容される。

9 財務会計上の手続の適法性

本件各支出は、公共用地先行取得事業特別会計として議決された予算に基づき、支出負担行為及び支出命令並びに会計管理者の確認の所定の手続を経て執行されており、支出科目(細節「補償金」)の適用にも誤りは認められない。

物件等補償金の前金払は、法第232条の5第2項及び地方自治法施行令第163条第4号(土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料)に基づき行うことができるものであり、移転の履行前に補償金を前金払したこと自体に財務会計法規上の違法はない。

土地購入費についても、所有権移転登記(令和8年1月13日受付)を経たうえで支出されており、対価の支払として欠けるところはない。

10 補償金額の非公開について

請求人は、本件補償金額が情報公開請求に対して非公開とされ、その算定基準及び内訳が示されていないことは財政支出の明瞭性及び公開性に反するものであり、非公開決定の不当性は本件財務会計行為の違法性を推認させると主張する。

しかし、財務会計上の行為が違法であるか否かは、その行為の時における法令及び予算への適合並びに所定の手続の実行によって判断される。本件各支出は令和8年1月13日及び同年2月3日にされたものであり、請求人が指摘する公文書公開決定はその後にされた別個の行為である。後にされた行為により、既にされた支出が遡って違法となることはない。

公文書公開決定それ自体の当否は、財務会計上の行為に関するものではなく、本件監査において判断すべき事項ではない。

なお、監査委員は、非公開部分を含めた関係書類の提出を受けて調査を行ったことを付言する。

11 損害の発生について

以上のとおり、本件各支出はいずれも違法又は不当な公金の支出とは認められない。また、市は、土地購入費の支出により本件土地の所有権を取得し、物件等補償金の支出により建物等の除却という補償契約上の給付の履行を得ているから、市に損害が生じているとは認められない。

12 結論

以上のことから、本件請求には理由がないものと認め、これを棄却する。



相模原市職員措置請求書

相模原市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 誰が 相模原市長

(2) いつ、どのような財務会計上の行為を行った

所在地：相模原市緑区 [] の土地家屋に関し、相模原市は、都市計画法 59 条に基づく事業認可を受ける前である令和 8 年 1 月頃から同年 5 月にかけて、都市計画道路大西大通り線の整備に関連し、次の財務会計行為を行った。

1. 土地を先行取得する際、家屋部分は所有者名義を残したままにし、将来除却することで契約をし、土地代金を支出したこと。
土地部分のみを令和 8 年 1 月 13 日に市が取得している。土地購入費は支出命令書により令和 8 年 2 月 3 日本人払いで支出されている
2. 家屋除却費（解体費）を含む物件補償金を、事業認可前に支出したこと。
支払金額算定書において、物件補償の「建物移転料」に「解体費」が含まれており、支出命令書（前金払）都市計画道路 3・3・8 号大西大通り線整備事業に伴う物件等補償料（前金払額）として令和 8 年 1 月 13 日付支出命令書により補償金が本人払で支出されている。
3. 家屋除却を所有者に期限付きで行わせる契約方式を提示し、その履行を前提として上記 2 の通り補償金を支払ったこと。
支払金額算定書【物件補償】建物移転料には解体費が含まれている。
4. その結果、令和 8 年 4 月 30 日、事業認可前に家屋が除却され、更地化された。

なお、これらの補償金支出は、

現年度予算・款 10「公共用地先行取得事業費」・項 05「公共用地先行取得事業費」・目 05「用地取得事費」・細目 100「道路用地取得事業費」・細々目 05「道路用地取得事業費」・節 21「補償、補填及び賠償金」・細節「補償金」により執行されている。支出額 65,019,564 円は当該細節による累計額と説明されているが、[] 邸の補償金（建物解体費を含む）がこの科目から支出されたことは支出命令書により明白である。

以上の行為はいずれも、事業認可前に道路事業のための財務会計行為を行ったものである。

(3) その行為はどのような理由で、違法または不当であるか

1. 都市計画法 59 条に違反する「事業の先行実施」である。

都市計画法 59 条は、事業認可前に都市計画事業の施行に着手してはならないと明確に規定している。ここでいう「施行」には、別添補足説明書（I）の通り

- 用地取得
- 家屋除却、道路新設のため更地とすること
- 補償金支出 など、事業の実質的遂行に当たる行為が含まれる。

市の行為は形式上「所有者が除却した」形を取っているが、実質は

- 市が補償金に解体費を含めて誘導し、
- 市が除却期限を設定し、
- 市が道路事業のために除却、更地化をコントロールしている

ものであり、事業認可前の事業の先行実施に該当する。

2. 私人間契約を利用した事業認可制度の潜脱（脱法行為）

市は「家屋除却は所有者と解体業者のやり取りである」と説明したが、

- 市が補償金（解体費を含む）を支出し、
- 市が除却期限を設定し、
- 市が道路事業のために除却、更地化を誘導している

以上から、形式的に私人間契約を利用しているだけであり、実質は行政が事業を先行実施した脱法行為である。市長は令和 8 年 4 月 30 日「都市計画事業の認可に先立ち、道路事業としてこれらの行為を行うことを妨げるものではない」と書面で回答している。道路新設事業として認めている。

事業認可制度の趣旨（無秩序な事業先行を防止する）を完全に没却するものであり、行政法上許されない。

3. 家屋解体費（補償金）の支出は違法または著しく不当な公金支出

事業認可前に家屋解体費（補償金）を支払うことは、

- 法律の根拠を欠き
- 手続に反し
- 事業認可制度を無意味化する

ものであり、地方自治法 242 条 1 項にいう 違法または著しく不当な公金支出 に該当する。

4. 市の説明「東京都でもやっている」は適法性の根拠にならない

他自治体の慣行は法的根拠にならない。 東京都の制度的先行取得との比較による相模原市の不当性を明確にします。

東京都の「先行取得制度・建物除却費の補助」は、別添補足説明（Ⅱ）の通り

令和 8 年 4 月 1 日以降 ・都市計画“決定後”・事業“認可前”の段階で、公開された要綱・基準に基づき、公的手続により建物除却費は制度として補助されており、行政の裁量が制限されている。

同年 3 月 31 日以前においては ・地権者が家屋を解体し更地化 ・東京都は「一般の土地取引価格」で買収 ・時価は周辺お取引事例に基づくため、行政裁量は限定規制され、明瞭性が高い

これに対し相模原市は、

- ・ 制度的根拠を示さず
- ・ 個別の地権者とのやり取りの中で
- ・ 市名を隠し、事業認可前に家屋除却を誘導している
- ・ 家屋解体費の支払金額も不明である

という点で、行政手続（財政支出）の制度の透明性、明瞭性、公開性・法的な根拠において東京都の制度とは全く異なる。したがって、本件は都市計画法 59 条の趣旨に反する道路建設の先行着手による不当な家屋解体、解体費支払いである。

市の説明「東京都でもやっている」は法的根拠を欠き、適法性を裏付けるものではない。

(4) その結果、相模原市にどのような損害が発生したか

1. 事業認可前に支出された家屋解体費は、法律の根拠を欠く違法支出であり、その全額が相模原市の財務上の損害である。
2. 市がこの手法を継続すれば、今後も事業認可前に補償金が支出され、継続的な違法支出が発生するおそれがある。
3. 事業認可制度を潜脱する行政運営が常態化すれば、市の財務規律が失われ将来の道路事業においても同様の違法支出が繰り返される危険がある。
4. 違法な先行除却により、市が本来負うべき説明責任・手続遵守義務が損なわれ、行政への信頼が毀損されるという無形の損害 も発生している。

(5) 財務会計行為から1年経過後に請求する場合はその理由

本件財務会計行為は、いずれも請求前1年以内に行われたものであり、地方自治法第242条第2項ただし書に該当する理由はありません。

(6) どのような措置を求めるか

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、監査委員に対し、次の措置を講ずることを求めます。

1. 相模原市が事業認可前に家屋除却を誘導した事実関係の調査
市が土地先行取得・補償金支出・除却期限設定等を通じて、事業認可前に事業を実質的に進めた経緯を明らかにすること。
2. 事業認可前に支出された家屋解体費の適法性の監査
都市計画法 59 条の趣旨に反する財務会計行為であるか否かを審査すること。
3. 事業認可制度を潜脱する手法（私人間契約を利用した先行除却）の是正措置
今後同様の手法が繰り返されないよう、行政運営の改善を求めること。
4. 違法または不当な公金支出が認められる場合の返還請求等の措置
支払命令書前払金^前件名「都市計画道路 3・3・8 号大西大通り線整備事業に伴う物件等補償料（前金払額）」
のうち解体費について、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、損害の回復に必要な措置を講ずること。

2 請求者

(住所)

(氏名)

[REDACTED]



連絡先

TEL

通知送付も へお願いとします

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を
請求します。

令和8年6月22日

相模原市監査委員殿

< 請求者 下記2名 追記し封 >

< 別紙 補償金額非公開決定の不当性について 各添附します >

【別紙：補償金額非公開決定の不当性について】

1. 本件補償金額は、情報公開制度により請求したが、金額部分が黒塗りとされ非公開決定がなされている。

非公開理由は

- ①個人の情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあること
- ②「大西大通り線整備事業の性質上、事業の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとのことである。

しかしながら財政の支出に当たって補償金額の算定基準・内訳が一切示されていない、これは財政民主主義である、財政支出の明瞭性、公開性に反することであります。市民にとって、財政支出金とその内容が不明であることは納得できません。

2. 支払金額算定書には「物件補償」の中に建物移転料（解体費を含む）が計上されており、令和8年1月13日付支出命令書により補償金が支出された事実は明白です。補償金額が黒塗りであっても、補償金支出の事実は支出命令書により特定されています。
3. 補償金額の非公開は、事業認可前に補償金を支出した事実の確認を困難にし、財務会計行為の適法性判断に重大な支障を生じさせるものであります。非公開決定は、監査委員の審査権限を不当に制限する結果となるものと考えます。
4. 本件は支出命令書により支払日・支出科目が特定されており、監査委員が審査を行うことは地方自治法242条の趣旨に沿うものと考えます。
5. よって、補償金額の黒塗りは監査請求の適法性を妨げるものではなく、むしろ非公開決定の不当性は、本件財務会計行為の違法性を推認させます。

以上



＜相模原市職員措置請求書＞

【別添事実証明書類】

- 1 情報公開による 公文書公開決定通知書 ・ 支払金額算定書 ・ 支出命令書（家屋補償金） ・ 支出命令書（土地購入費）
- 2 土地登記簿謄本（令和 8 年 1 月 13 日所有権移転記録）
- 3 建物登記簿謄本（令和 8 年 4 月 30 日取壊し・5 月 28 日閉鎖）
- 4 解体工事のお知らせ（解体業者チラシ）
- 5 解体後の更地写真（2 枚）
- 6 解体業者の証言メモ
- 7 事業認可前家屋解体の市長回答書（令和 8 年 4 月 30 日付）
- 8 同上質問・抗議文および市長回答書（3 往復分）
- 9 事業認可申請日を示す資料（令和 8 年 5 月 22 日）
- 11 土地家屋の地図（2 枚、赤で表示）
- 12 事業認可前の家屋解体に関する相模原市幹部の発言

以上

事実証明書類(添付省略)

- 1 公文書公開決定通知書・支出命令書(物件等補償金)・支出命令書(事業用地代金)・支払金額算定書
- 2 全部事項証明書(土地)
- 3 閉鎖事項証明書(建物)
- 4 解体工事の御知らせ
- 5 家屋解体後の更地の写真2枚
- 6 解体業者の証言メモ
- 7 事業認可前の家屋除去に係る質問・抗議文3通
- 8 7に係る市からの回答(令和8年4月14日、令和8年4月30日、令和8年5月19日)
- 9 相模原市発表資料(令和8年5月20日)
- 10 土地家屋の地図2枚
- 11 事業認可前の家屋解体に関する相模原市幹部の発言